

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)
地域名 (地域内農業集落名)	大石地区 ( 大石 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 2月 16日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該集落は、昭和54年から55年、昭和58から59年にかけて一部の農地(家東・家西)で区画整理事業が行われ、水稻栽培を基幹作として農業が行われてきた。また、水稻以外では、青さやいんげん、トマトなどの園芸作物、キクなどの花き、日本なし、梅、もも、りんごの果樹が栽培されている。</li> <li>・集落内の耕作者は、40代から80代と年齢幅が広く、認定農業者や新規就農者が複数おり若い担い手の確保はされているが、将来の農業の維持を図るためには、今後も担い手の確保や育成が必要になる。</li> <li>・集落内の一部の農地が基盤整備未実施であるため、狭小不整形農地が多く、荒廃化が進み耕作放棄地が増加しており水利についても確保されていない。農作業の効率化や生産性を向上させるために基盤整備の検討が必要である。</li> <li>・自治区と多面的機能支払交付金組織と一体となって、管理をしている一方で維持管理に係る負担が増えている。</li> <li>・集落内に素掘りの側溝が点在し、耕作者自らが土砂上げしていることから作業が過大な負担となっている。</li> </ul> <p>【地域の基礎的データ】農業者:23人(うち50歳代以下4人) 認定農業者:5人 新規就農者:0人                  主な作物:水稻、青さやいんげん、トマト、キク、日本なし、梅、もも、りんご</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営規模については、現状維持を志向する経営体が多いが、規模拡大を志向する経営体(入作者含む)も複数存在する。規模拡大に意欲的な担い手へ農地中間管理事業等を活用し、農地を集積・集約化を進めることで農作業の効率化を図る。</li> <li>・集落内の農村環境を維持するため、農道及び水路については自治区と耕作者が一体となって保全に努める。</li> <li>・小区画の農地は作業効率が悪く、今後、耕作放棄地の増加につながる恐れがあることから、将来にわたり持続可能な農業を実現するため、集落ぐるみで耕作放棄地の防止や基盤整備についての検討を進める。</li> <li>・素掘りの側溝の整備について計画的に関係機関に要望し耕作者の負担軽減を図る。</li> <li>・将来的に耕作者を集団化することで効率的な農業経営の実現を目指す。</li> </ul>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
------------------------------

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内の認定農業者、新規就農者等の担い手や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備未実施の農地については、農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、基盤整備事業の活用の検討を進める。 ・集落や耕作者の意向を踏まえて、多面的機能支払交付金を活用しながら農道・水路の整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在は若い担い手や入作者を含む中心経営体が確保されているが、いずれ後継者不足や高齢化による農業従事者の減少で農地の保全管理が困難になる可能性があるため、自治区並びに既存の多面的機能支払交付金の活動組織等がサポートしていき、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化等を図り、農業経営を維持できる体制をつくる。 ・耕作放棄地を防止するため、JAへそばの作業受委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策について、既に電気柵等の対策を講じている箇所は継続して管理していき、未実施の箇所については、被害が拡大しないように荒廃農地発生抑制と電気柵等の設置をおこなっていく。  
⑦多面的機能支払交付金の事業を活用し、適切な農地や農道・水路の維持管理をおこなう。